(遞信省認可)

(定價二錢)

時事新報は日本國中唯一の毎日刊行新聞紙なり

時事新報

第千八百三十四號
明治廿一年二月十四日　火曜日
舊戊子正月三日　(乙卯)
日出午前六時三十一分　日入午後五時二十分
月出午後七時五十一分　月入午前七時二十八分
滿潮午前六時五十八分　午後七時十七分
(西曆一千八百八十八年)

時事新報定價
時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓
〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ本文定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行廿四字詰	一行ニ付一日限	一行ニ付二日以上六日迄	一行ニ付七日以上十五日迄	一行ニ付十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至卅行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢八厘

時事新報

蠶業に對する豪農小農の進退

數年以前國內の養蠶地方と稱したるは信州上州其他三四の處にして指を屈するにも足らざるの有樣なりしに年々輸出の道盛んよして海外の需要多々倍々辨ずるの勢ひなるより世人始えて蠶業の利益に驚き、桑を植ゑ繭を作るに汲々として日一日も後れざると務むる其趣は日本全國恰も申合せたる如くにて自今數年の後に至らば採て我輩の所望通り日本產の生絲と以て普く米歐人の需要を充たす可き機會到來は疑ひなしと信ずるなり昨年中福嶋縣下信夫郡の一小村落に於て五百萬本の桑苗を賣出しゝる由は過日の時事新報に論の序を以て記[illegible]が近頃岐阜縣下よりの報に據れば昨年中同縣全管に新規桑苗を植付けたる其數は二千餘萬本ありと云ふ苗の種類は善惡種々よして植附けの巧拙も多樣なる可きは勿論なれども兎に角よ一縣下に二千萬本以上の桑を植えたるは實に此業の隆盛を表す可き者にして三四年後の濃州は殆んど信州上州等にも劣らざる養蠶地方に變ずるならんと云へり此れは全く岐阜一縣下の例なれども其他關西中國四國九州の邊に至るまでも養蠶の氣運の盛んなるは毎々時事新報の紙上にも見ゆる如くにて其進步の迅速なる殆んど氷上珠を投ずるの勢ひに異ならざるなり

然るに今日斯く遽しく養蠶事業を營み始めたる人々を如何なる種類なりやと尋ぬるに財產名望を兼ね備へて地方屈指の紳士と呼べる〻者なきよ非ずと雖も此等は少數にして滔々たる今の養蠶着手人は資本も乏しく智識もなく唯世間の流行に乘せられて數段の田圃に桑と植ゑ、坐して得々たるの輩あらざるなし左れば地方到る處に桑苗の植附け甚だ盛んなりと云ふ報を聞て偖は在來の豪農地主が頓に米耕作の迷夢を破り一念開發、心を桑門に傾けたる者ならんかと徐ろに實際を窺へば斯く新規に蠶業を執らんとするの輩は僅々數段の田畑を所持する小農夫か或は然らざるも舊藩士族の向に於て猶猫額大の宅地內に桑を植うるの類に過ぎず一人〱に就て考ふれば亦手事を成すの次第にして甚だ微々たるが如くなれども塵積れば山と爲るの喩へに洩れず一村又一郡遂に全國に及ぼして其事の盛んなるは正に今日の狀態なりと雖も倩々裏面を推察すれば豪農とも云はる〻人は依然米耕作に膠着して進取の氣力を缺くが爲めに養蠶事業の利益をして獨り小農民の手中に歸せしむるの有樣なきにも非ず人事盛衰の變極まりなき今の時勢に充分の資本は有りながらも先見の明に乏しくして蠶業に身を委するの機會を誤まり他年一日後悔の時に際會して臍を嚙むも及ばざるの禍を招くは判然爭ふ可らざるの事實なれども地方各所の豪農中能く此點に着眼したる者の少きは我輩の竊に遺憾とする所なり適々地方一二の資產家にして自ら蠶業の魁を爲し他の豪農者を率ゐんとする者あるも絕て効驗あるとなく甚しきに至りては其有志家なる人物が却て世に投機者視せられ豪農同族の間にも信用を失ふるの奇禍に罹ると云へり隨て有志家も人に蠶業を勸むるの忠言を憚りて豪農者は倍々頑迷固執に陷るの一方なるに彼の小農民は亦唯漫に養蠶の熱に狂奔し一攫千金の利も容易なるが如くに信じて殆んど無分別の境に達せんとするの狀況なるは豪農小農各極端に馳せたるの結果にして國の經濟の爲めに計るも悅ばしき事相なりと云ふ可らず前條地方の金滿家が保守因循に陷り新に蠶業に着手するの決斷力あらざるは外に致し方なしとして姑らく論せざるも彼の小農民若くは貧士族が唯單に桑の相場を主眼として妄に其賣買ひの高價を期し、桑苗は植ゑたる者の去迚自家に養蠶するには充分の人手もなく又其資金にも乏しくして結局賣るより外に手段あらざるの始末にては此等の人の前途果して如何ある可きや今の桑の相場の儘にて向後下落せざる者あらば其植附けも至極の銘策なりと雖も徒に之を作るの一方のみにて同時に使用の途を開かずしては其價の著しく減ず可きと當然の理なるが故に桑の賣買をのみ目的として今日盛んに之を植うるの人々は數年の後ち計算齟齬して大失敗を蒙むるなりふんとも云ふ可らず例へは昨年中全國に植附けゝる桑の苗數を大數一億と看るも中に苗の儘末よまて培養の法亦宜しからざる者多しと聞けば假りに其半數を生立ち得ゝる苗樹として取敢へず五千萬本の桑の供給は增す可き勘定なれども同時に他の一方に充分これを消費し盡すの溝路あるとなるや自家に桑を植えて又自家に蠶を養ふの力ある者は兎も角も實際然らざる多數の小農民が桑相場より漫然植附けを爲すの手段は遠からず反側あるに相違なければ今に及んで豫防の策を運らさずも亦大切の次第なる可し

右の如く地方今日の實狀は養蠶事業に對する豪農小農の擧動進退恰も互に反對して一は倍々因循退守米耕作を株守して養蠶業を投機視するの趣あれば一は又蠶業の何たるをも辨せずして只管世間に雷同し、前途の慮り未だ立たざるに早く桑を植ゑて悅ぶの狀況あるは兩つながら我輩の取らざる所なれとも就中豪農者の頑固にまて殆んど蠶業に抗するの色あるに至りては我輩獨り其愚を笑ふに止まる能はず國の經濟の點に於て大に之を惜まざるを得ず然るに近來は又思はざる出來事より轉る豪農者の迷夢をして一層深からしめんとするのみならず併て小農民を誘ふて養蠶進步の大勢を遏ぎらんとするの奇相あつて社會の一部に勢力と占むるが如き最も我輩の不同意なる所なれば次よ記して世論に訴へんと欲するなり

(未完)

官報

○陸軍省告示第二號
今般參謀本部陸軍部測量局修技生四十名ヲ限リ東京府下ニ於テ召募ス依テ華士族平民中志願ノ者ハ左ノ通修技生檢査格例同志願者心得ニ據リ來ル三月三十日限リ願出ヘシ
明治二十一年二月十三日　陸軍大臣伯爵大山巖
(參謀本部陸軍部測量局修技生檢査格例畧ス)

○司法省告示第一號
岐阜始審裁判所管轄岐阜縣美濃國惠那郡蛭川登記所本月四日火災ニ罹リ諸帳簿悉皆燒失セシヲ以テ管轄各村ノ地所建物船舶ニ付從前公證ヲ受ケ又ハ登記ヲ受ケタル者等ハ本年三月五日限リ更ニ該登記所ニ登記ヲ願ヒ出ツヘシ但右期限內ハ今般燒失セシニ依リ更ニ登記スヘキモノ、外登記ヲ停止ス
明治廿一年二月十三日　司法大臣伯爵山田顯義

○東京府令第五號
深川區深川下大嶋町ノ內面積六百七十七坪ヲ南葛飾郡大嶋村ニ編入ス
明治廿一年二月十三日　東京府知事男爵高崎五六

○東京府告示第六號
海軍主計學校ニ於テ生徒十七名召募相成候條志願ノ者ハ本年六月二十日限リ願出ヘシ
但出願手續等ハ明治十九年五月海軍省令第三十四號海軍生徒召募規則ノ通タルヘシ
明治廿一年二月十三日　東京府知事男爵高崎五六

○傳染馬病　福嶋縣馬の皮疽病は昨二十年十一月より本年一月に至る間石川郡外四郡內に新患十一頭內二頭斃死千葉縣は一月二十日より同三十一日まで海上郡外一郡內に新患五頭、海上郡に舊患全治一頭、靜岡縣は一月二十九日より二月四日まで駿東郡外三郡內に新患六頭舊患全治十二頭撲殺一頭の旨孰も屆出てゝり(農商務省)

○朝鮮京城輸出入品價格　昨年十二月中朝鮮京城市場輸出入貨物の價格は左の如しと去月十六日附を以て在京城領事館より報告なりたり(外務省)

輸入品ノ部

品目	數量	價格
陶器	四八二箇	一、九七〇
金物	八五六	一二、七一五
丁銅	一、五〇〇斤	三〇、〇〇〇
摺附木	六六〇函	一、六五〇
酒類	六九綑	七三、五一三
甲斐絹	七〇疋	五五、〇〇〇
反物類	九八反	一六、二六〇
毛布	二〇〇枚	六一、〇〇〇
蜜柑	七九〇箱	五〇、七〇〇
砂糖	九一〇斤	八、五一二
食品		一〇、二六三
雜貨		一四、三四七
石油	二〇二函	四八、〇九〇
金巾	四、八五一反	一、七一七、一六〇
染料	三五四斤	二〇、九〇〇
綿絲	二〇〇封	八、〇〇〇
合計		二、〇八五、一八〇

輸出品ノ部

品目	數量	價格
砂金	五二、〇四三匁	一、三〇〇、一〇〇
生牛皮	八、九六五斤	五八、三一一
干牛皮	二五〇	三、五〇〇
合計		一、三六一、九七一

(備考)右本月間ノ輸入品價格額ハ前月ヨリ千七百圓餘ヲ減却レタリト雖モ酒及ヒ反物類ニ至リテハ却

テ千圓餘
圖餘ヲ增

○大坂取
て記載
掛る筈
延引し
創業費
の事も事
○九州鐵
ゞ豊前國
を經て肥
本を通り
支線は田
通ずる
行事に至
の區域を
過ぎ久留
て三角に
のとを第
長崎え通
行事に亘
如く定め
順序に從
極はむる
○大坂書
と簡易
にあらざ
今日の有
り現在書
ども大抵
が如き大
等なる者
なく共他
なり而し
外東北に
半大坂
と取引
も大なる
縣を推
に書籍の
の流行
に次ぐ者
る歴史を
需用も
方極めて
尚なる原
ふも不可
書改正
正は教科
至らず
先して
行ふ筈
に至る
る教科書
の昭に
二錢高等
一人前の
り生徒の